

## 朝倉市成年後見センター運営事業について

社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会  
福祉課 相談支援係

令和6年4月より朝倉市から朝倉市成年後見制度利用促進中核機関（成年後見センター）運営事業の委託を受け、現在開設に向けて準備を進めており、7月より朝倉市社会福祉協議会本所内に、朝倉市成年後見センターを開設いたします。

朝倉市成年後見センターでは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

今年度は、以下の3つの業務に取り組みます。

### (1) 広報・啓発業務

成年後見制度について市民の理解及び利用促進が図られるよう、ホームページ掲載やパンフレット、チラシ作成、講座の開催等により広く啓発を行うとともに、関係機関等（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所及び医療機関並びに民生委員等の支援関係者等）に対して説明会等を開催し広報・啓発を行います。

### (2) 相談受付・対応業務

相談窓口を明示し、成年後見制度等の利用に関する相談を受け、相談者の状況により専門相談機関等へ適切な支援につなげます。また、必要に応じて関係者会議を開催します。

### (3) 協議会設置準備業務

令和7年度からの地域連携ネットワークの構築を目指すため、協議会の設置に向けて、構成員や開催回数等協議会の運営に係る検討を行います。

ご自身やご家族、身近な人の判断能力の低下による困り事がある場合や、将来のために制度についての話を聞いてみたいなど、成年後見制度の利用に関して、市民の皆さまよりご相談を電話や来所にてお受け致します。

地域の皆様や関係機関の皆様のお役に立てるように努めて参ります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

れいわ ねん がつ  
令和6年7月から

あさ くら し せい ねん こう けん

# 朝倉市成年後見センター かいせつ を開設

あさ くら し せい ねん こう けん

おこな

## 朝倉市成年後見センターが行うこと

こう ほう けい はつ

### 広報・啓発

せい ねん こう けん せい ど り よう  
成年後見制度の利用

かん そう だん  
に関する相談

せい ど かん じょう ほう はっ しん こう えん  
制度に関する情報発信、講演

かい けん しゅう かい かい さい し みん かん  
会や研修会の開催、市民や関

けい き かん かた  
係機関の方へ

こう ほう けい はつ  
の広報・啓発

おこな  
を行います。

成年後見  
制度



ほん にん か ぞく かん けい き かん  
本人・家族・関係機関からの

でん わ らい し ょ う  
電話やメール、来所等による

そう だん う  
相談をお受けします。



### せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度

にん ち しょう ち てき しょう せい しん しょう はん だん の う り ょ く  
認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が  
じゅう ぶん かた けん り ざい さん まも て つ だ せい ど  
十分でない方の権利や財産を守るお手伝いをする制度です。

そう だん と あ さ き  
ご相談・お問い合わせ先

げつ きん しゅく じつ と う の ぞ  
月～金(祝日等除く) 8:30～17:15

あさ くら し せい ねん こう けん  
朝倉市成年後見センター (朝倉市社会福祉協議会本所内)

じゅう しょ あさ くら し あまぎ  
住所:朝倉市甘木198-1 ピーポート甘木

電話:0946-22-7834 FAX:0946-21-0166

E-mail:shakyou4@city.asakura.lg.jp



まずは  
ご連絡  
ください

®フクシー